

# ①制度の概要

## ■制度の種類

①市が解体・撤去する場合 ⇒ 公費解体

②すでに自費で解体・撤去し、その費用の一部の償還を受ける場合 ⇒ 費用償還

※その費用の一部の償還を受ける場合、市が定めた基準により償還金額を算定するので、支払った費用の全額が償還されるものではありません。

## ■対象となる住家等の要件

令和3年7月1日からの大雨の被害により、被災した家屋等で、次の要件をすべて満たすことが必須です。

①被災した家屋等の一部ではなく、全部を解体・撤去すること

(一部のみ解体やリフォームは対象外です)

②り災証明書・被災証明書の被害状況が「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊」のいずれかであること

※建物の基礎のみが残っている場合でも、申請により基礎部分の撤去は可能ですが、撤去後の敷地の境界に関する問い合わせについては、対応できかねますのでご承知おきください。

## ■申請受付（事前に予約が必要です）

●受付方法：窓口でお待たせすることがないように予約制とします。

申請される方は必ず事前に予約してください。

予約開始／10月4日（月）～ 開庁日の8：30～12：00 及び 13：00～16：30

【電話番号】 0557-82-1153

●申請受付：令和3年10月20日（水）～12月27日（月）の 期間中 **月・水・金** 曜日

9：00～12：00 及び 13：00～16：00

熱海市役所 第一庁舎 1階会議室

※申請者の都合により、やむを得ない場合については、土・日曜日・祝日の申請受付を行います。閉庁日ですので、市民生活課で戸籍や印鑑証明書等の諸証明の発行を受けることはできません。また、日程についてはこちらで指定させていただいた日となります。

※申請受付日は申請状況等により変更する場合があります。

※公費解体及び費用償還の申請にあたって、配置図及び撤去対象物の現況写真が必要となります。現況写真をお持ちでない方で、警戒区域内への立ち入りが必要な場合は、「警戒区域への一時立ち入りができる機会」をご利用ください。「警戒区域への一時立ち入りができる機会」については、今後、広報やホームページ等で周知する予定ですのでご確認ください。